

「PLATE to PLATE」環境ラベル使用規程

平成23年9月 制定
平成27年4月 改訂
富士フイルム株式会社

1. 目的

本規程は、富士フイルム(株)が運用する「PLATE to PLATE アルミリサイクルシステム」(以下、「PtoPリサイクルシステム」という)に参加し、リサイクルを推進していることを示す環境ラベル「PLATE to PLATE」マーク(以下、「PtoPマーク」という)の使用に関する規程である。

PtoPマークの健全な利用を推進するために、本規程を通じたPtoPマークの適正な運用・使用方法を明確化することを目的とする。

2. 「PtoPマーク」の運用について

(1)「PtoPマーク」の使用資格

「PtoPリサイクルシステム」に参加*していること。

*参加とは、「PLATE to PLATE ラベル使用申請書」を PLATE to PLATE 環境ラベル事務局(以下「事務局」という、8項参照)に提出し、届出された印刷ラインで使用した CTP/PS 版がPtoPリサイクルシステムにて運用されていることを確認できている状態を指す。

(2)「PtoPマーク」の使用基準

①企業用マーク

1) トレーサビリティ

「PtoPリサイクルシステム管理票」により、使用済み CTP/PS 版の買い取り先、販売先等サプライチェーンにおける排出量/購入量のトレーサビリティが取れ、当該使用済み CTP/PS 版が製造者(富士フイルム)に戻っていることが確認できていること。

2) 分別管理

対象工程での異物混入の可能性がないことの確認ができていること

(異物とは、他社製 CTP/PS 版・その他アルミ製品等、富士フイルム製 CTP/PS 版以外の物)

②印刷物用マーク

1) 印刷物にマークを表示する使用資格者は、上記企業用マークの基準をクリアした印刷会社とする。

2) 印刷物に CO2 削減量を表示する場合は、印刷物を印刷する際に使った CTP 版/PS 版の量と印刷部数を把握し、新地金を使った CTP 版/PS 版と PLATE to PLATE した CTP 版/PS 版のカーボンフットプリント検証値を利用して CO2 削減量を定量化する。(「CO2 削減量算定書」にて算出し、事務局に提出)

(3)運用確認方法

覚書契約時に、事務局が印刷現場の運用状況をヒアリングする。これを以って審査とする。異物混入の可能性がある場合は、事務局立ち合いで現場の管理状況をチェックする場合もある。

(4)「PtoPマーク」の使用申請手続きおよび登録番号

事務局は「PtoPリサイクルシステム」に参加している事業者に対し、マークの使用を許諾し、マーク登録番号を発行する。

①「PtoPマーク」を使用する場合、印刷会社・回収会社・圧延メーカーは、「PtoPマーク使用申請書」を事務局に提出する。

※1)マークの申請・使用について、費用は不要。

※2)企業用マーク、印刷物用マーク共通

(印刷物へのCO2表示をする場合は、PLATE to PLATEによる「CO2削減量算定書」によりPtoPによるCO2削減量を確定し、事務局に提出する。)

②事務局は、上記(1)(2)の条件を満たしていることを確認後、マーク登録番号の登録簿に記し、申請者にマーク登録番号を付与する。

(5) PtoPマークの区分と使用方法

PtoPマークは、以下のマーク基準によって、「企業用マーク」と「印刷物用マーク」に区分される。

	企業用マーク（会社単位で判定）		印刷物用マーク（事業所単位で判定）	
マークの意味	企業として、PtoPリサイクルシステム」に参画し環境貢献していることを示すマーク		PtoPリサイクルによる環境配慮した「印刷物」をアピールするため、印刷物に表示するマーク	
表示場所	当該企業を紹介する広報・宣伝物、名刺、ホームページおよびこれらに類するもの		自ら製造する「印刷物」	
区分	プレミアムマーク	スタンダードマーク	CO2 排出量※2削減説明文表示	貢献文表示
マーク表示	 <p>P12Z0010101 当社は、全ての印刷版をクロードリサイクルすることにより、省資源・環境負荷削減に貢献しています。</p>	 <p>P12Z00102101 当社は、印刷版のクロードリサイクルシステムに参加し省資源・環境負荷削減に貢献しています。</p>	 <p>P12Z0010101A この印刷物を刷る工程で使われた印刷版のアルミをクロードリサイクルすることで、CO2 排出量〇〇kg 削減しました。</p>	 <p>P12Z00102101B この印刷物は、リサイクル印刷版を使って印刷しています。</p>
使用対象企業	会社全体で(すべての工場)購入している CTP/版 PS 版を 100%PtoP リサイクルしている印刷会社・新聞社※1 が使用できる。	PtoPリサイクルシステムに参画している全企業※1 例)印刷会社・新聞社・回収会社・合金会社・圧延会社・物流会社・FFGS グラフィックサプライ・富士フィルムなど	PtoPリサイクルシステムに参画している印刷会社・新聞社のPtoP実施部門・事業場※1 で印刷された「印刷物」に表示することができる。 CO2 削減量をマークに入れるには、印刷物毎に「PtoPラベル使用申請書」の付属書「印刷物に付けるP2Pマーク/CO2 削減量算定書※2」を事務局に提出する。	
マークの意味	使用済み CTP/PS 版を全量PtoPリサイクルシステムでクロードリサイクルし、より効果の高い省資源・環境負荷削減を実現している印刷会社・新聞社である事を示す。	使用済み CTP/PS 版を製造者(富士フィルム)に戻すことに協力し、クロードリサイクルを推進することにより、環境貢献した企業・事業所であることを示す。	リサイクル印刷版を使用することで、削減された CO2 排出量を明確にし、環境配慮をした印刷物であることを示している。	リサイクル印刷版を使用することで、環境配慮をした印刷物であることを示している。
表示文言	当社は、全ての印刷版をクロードリサイクルすることにより、省資源・環境負荷削減に貢献しています。	当社は、印刷版のクロードリサイクルシステムに参加し省資源・環境負荷削減に貢献しています。	この印刷物を刷る工程で使われた印刷版のアルミをクロードリサイクルすることで、CO2 排出量〇〇kg 削減しました。	この印刷物は、リサイクル印刷版を使って印刷しています。

※1: 事務局が契約書および申請書にて確認する。

※2: 削減 CO2 量は、CFP コミュニケーションプログラムで検証された数値を利用し計算しています。

3. マークの使用状況の調査

事務局は、PtoPマークの信頼性担保の為、マーク使用状況等について報告を求め、必要に応じ調査を行うことができるものとする。

4. PtoPマークの有効期限・使用契約期間

PtoPマークの有効使用期限は1年とする。その後は、1年毎に更新の確認を行い、更新された有効期限日まで継続してPtoPマークを使用することができる。

5. 遵守事項

(1) 使用規程の遵守義務

マーク登録企業は、本規程の各項目に従って、使用するものとする。このPtoPマーク使用規程等が改廃される場合でも、これらの規程を遵守しなければならない。

(2) マーク無断使用の禁止

- 1) PtoPリサイクルシステムへの参加実績がなくなった場合は、PtoPマークの使用を停止しなければならない。
- 2) CTP/PS版を100%PtoPリサイクルしなくなった場合には、印刷物へのCO2排出量削減表示を停止しなければならない。

6. PtoP製品に関する責任

本マークの表示は、使用申請を提出した企業等の責任において行うものとし、表示に関して、弊社は一切の責任を負わない。また、「マーク使用申請書」および本規程に違反した場合には、使用の取り消しを求めることができる。

7. 協議

申請書上の疑義及び本規程の定めがない事項について生じた疑義等については、富士フィルムと、マーク登録企業で協議のうえ解決するものとする。

8. PtoPマークの管理者

PtoPマークの商標権は、富士フィルム株式会社が保有し、管理を富士フィルム株式会社の関連会社であるFFGS グラフィックサプライ株式会社(以下「事務局」という)に委託する。

※PLATE to PLATE環境ラベル事務局： FFGSグラフィックサプライ株式会社
住 所 : 東京都北区王子 2-22-3
Eメール : gg-123-ffgsg-ptop@fujifilm.com
電 話 : TEL 03-5902-5801 / FAX 03-5902-5802

(申請書類は、契約時に事務局が個別にお届けいたします。)